



# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年3月12日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき「鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	鹿島田駅西部地区再開発株式会社 川崎市幸区鹿島田890-7 代表取締役 倉橋 正也
	指定開発行為の名称	鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区鹿島田890-7 ほか （敷地面積：約22,820㎡）
	指定開発行為の目的	共同住宅及び生活利便施設の建設並びに公共施設の整備
	指定開発行為の内容	住宅棟：延べ面積 約78,150㎡、建物階数 地上47階地下2階、 建物高さ 約165m、計画戸数 約620戸、計画人口 約1,860人 生活利便施設棟：延べ面積 約20,150㎡、建物階数 地上6階地下1階、 建物高さ 約35m、 公共施設：古市場矢上線、市道鹿島田3号線の整備
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成20年度 完了予定：平成24年度
	環境影響評価の手続経過	平成19年 6月20日：条例環境影響評価準備書公告 平成19年 9月20日：条例見解書公告 平成19年12月28日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成20年3月12日（水）から 平成20年4月10日（木）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く）
	縦覧場所	川崎市：幸区役所、日吉出張所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室） （午前8時30分から午後5時まで） 横浜市：神奈川区役所、鶴見区役所、港北区役所、保土ヶ谷区役所、 西区役所、南区役所及び横浜市役所（環境創造局環境影響評価課） （午前8時45分から午後5時15分まで） 大田区：矢口特別出張所、嶺町特別出張所、鶉の木特別出張所、 雪谷特別出張所、久が原特別出張所、千束特別出張所及び大田区役所（環境保全課） （午前9時から午後5時まで） 品川区：荏原第一地域センター、荏原第二地域センター、荏原第三地域センター及び品川区役所（環境清掃事業部環境課） （午前8時30分から午後5時15分まで） 目黒区：南部地区サービス事務所及び目黒区役所（環境清掃部環境保全課、 区政情報コーナー） （午前9時から午後4時30分まで）
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>